

平成30年度

仙台市国民健康保険事業特別会計

予算案(概要)について

# 1 国民健康保険事業特別会計の平成 30 年度予算編成について

平成 30 年度当初予算では、国民健康保険の都道府県単位化による影響等に留意しつつ、適切な予算編成を行う方針である。

## (1) 被保険者数・世帯数

近年の推移から平成 30 年度は、被保険者数、世帯数ともに減少するものと見込んでいる。

## (2) 歳出

### ・ 保険給付費

1 人当たり医療費、被保険者数の近年の推移から推計をしており、平成 30 年度は、1 人当たりの医療費は増加する見込みであるが、被保険者数の減により医療費全体としては概ね横ばいの傾向である。なお、平成 30 年度以降は、保険給付に要する費用は全額県が各市町村国保に保険給付費等交付金として交付することとなっている。

### ・ 国民健康保険事業費納付金

都道府県単位化後においては、県が県内各市町村の給付に要する費用及び、後期高齢者支援金、介護納付金等を支出することとなっており、県内各市町村はその財源として国民健康保険事業費納付金を県に納付することとなっている。

### ・ 後期高齢者支援金等、介護納付金

都道府県単位化後においては県が支出することとなっているため、市町村国保の歳出からは皆減する。

## (3) 歳入

### ・ 国民健康保険料

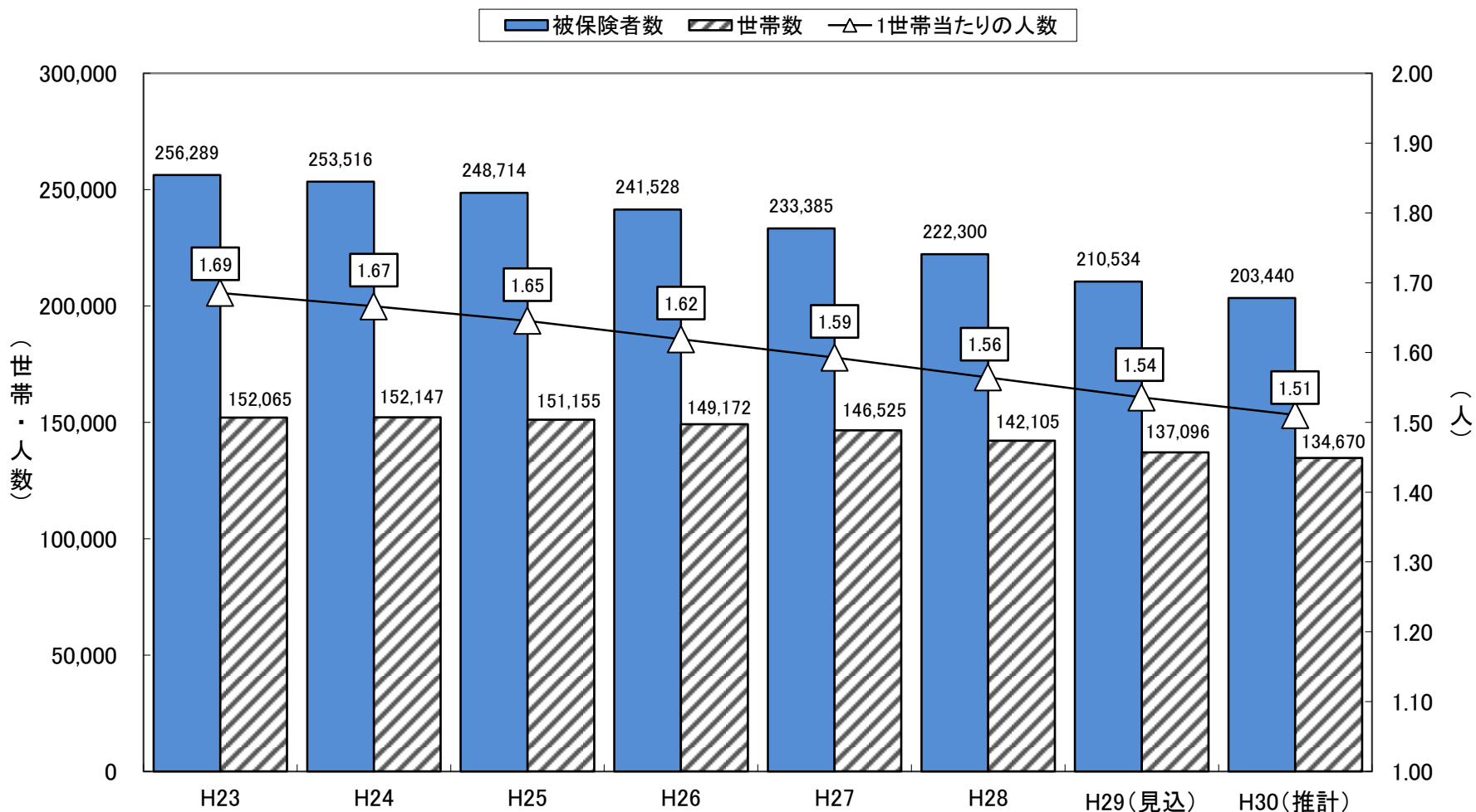
都道府県単位化により、市町村国保の歳入・歳出の仕組みは大きく変更となるが、仙台市国保としての被保険者一人当たりの保険料額は、これまでの本市の保険料水準と比較して概ね横ばいと見込んでいる。平成 30 年度当初予算においては、被保険者数の減に伴い保険料全体としては若干減少する見込みである。

### ・ 国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、療養給付費負担金

これまで市町村国保で歳入していた歳入の多くは、国保都道府県単位化後の事業運営においては県が歳入することとなり、前期高齢者交付金、療養給付負担金、共同事業交付金については市町村国保の歳入からは原則なくなる。

また、都道府県単位化後の事業運営において、県が各市町村に交付する保険給付費等交付金が皆増することとなる。

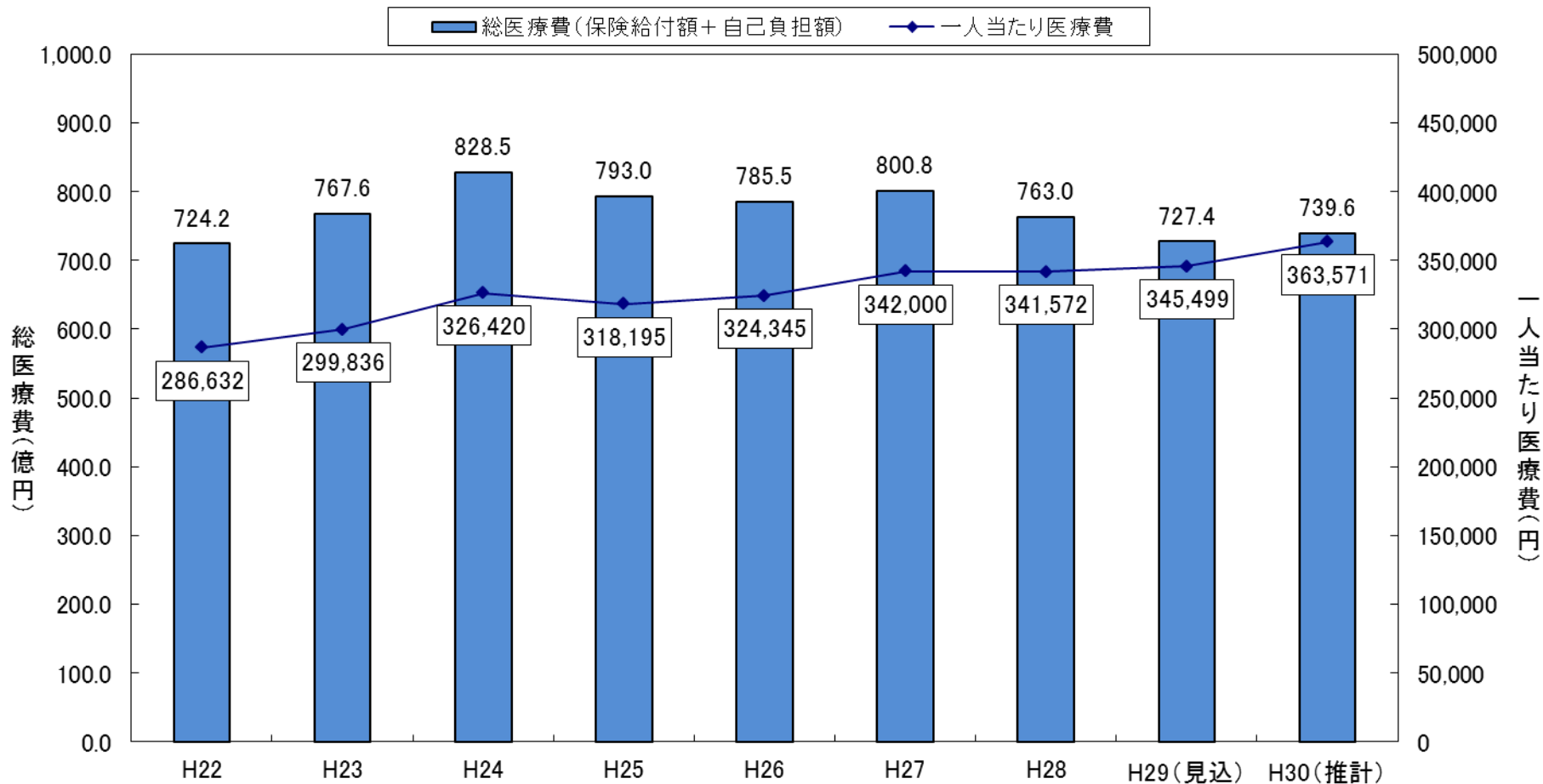
## 2 世帯数・被保険者数の推移



注1) H23～H28は各年度の4月～翌3月平均。H29は見込。H30は予算編成時の推計。

注2) 一般被保険者＋退職被保険者

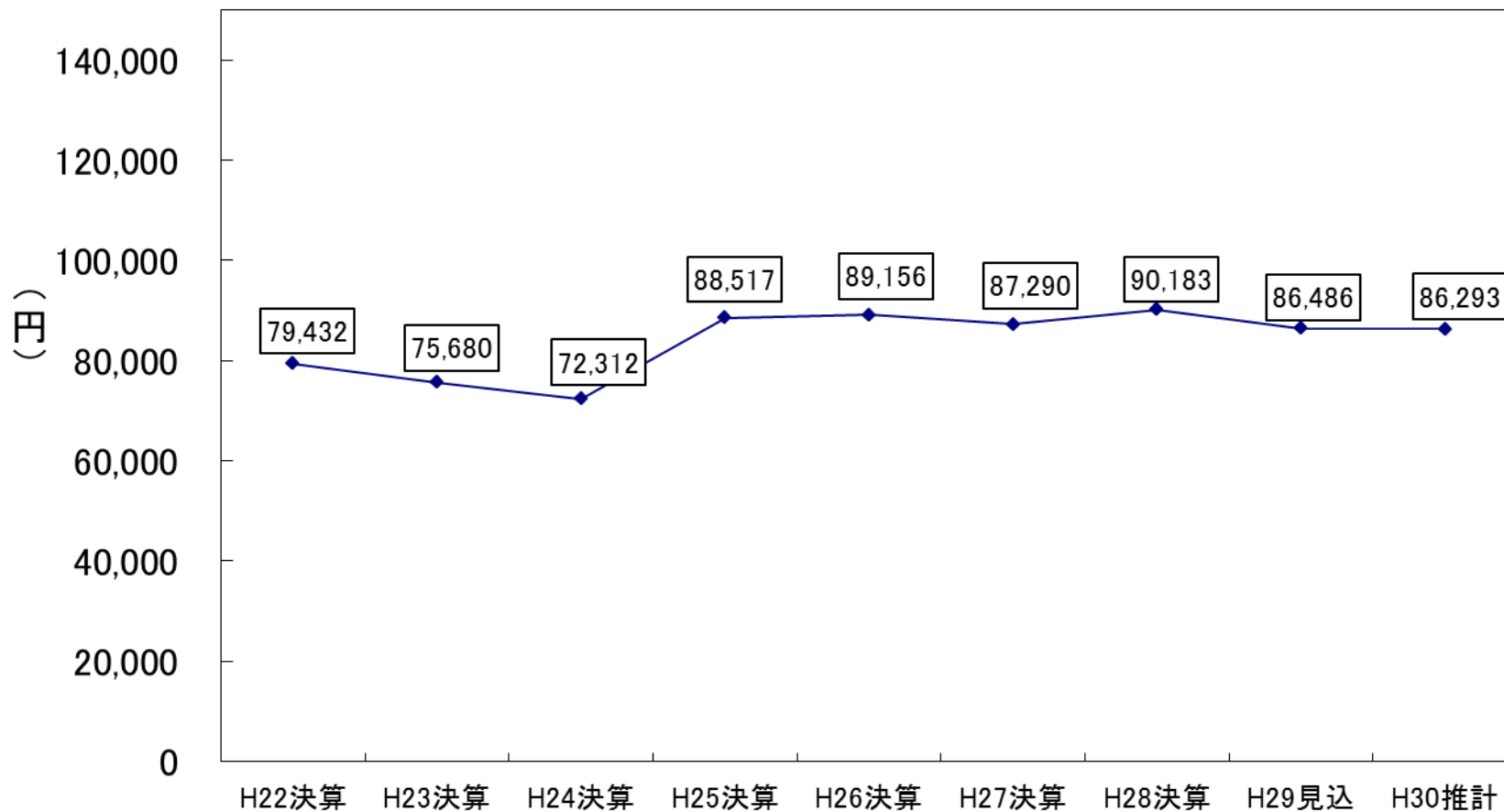
### 3 医療費の推移



注1) 総医療費は、H22～H28は各年度の実績。H29は見込。H30は予算編成時の推計。

注2) 1人当たりの医療費は、一般被保険者＋退職被保険者により算出。

#### 4 被保険者一人当たりの保険料の推移（介護分除く）



注) 保険料＝医療分＋支援分(40～64歳の被保険者については、これに加えて介護分の保険料が賦課される)

# 5 平成30年度 国民健康保険事業特別会計予算案(前年度比較)

注)   は都道府県単位化に伴い皆増または皆減するもの

